

住民税（市県民税）と所得税の人的控除額の差（令和３年度以降）

人的控除の種類		納税義務者本人の合計所得金額		所得税	住民税	人的控除額の差
基礎控除		2,400 万円以下		48 万円	43 万円	5 万円
		2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円	29 万円	
		2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円	15 万円	
		2,500 万円超		適用なし		適用なし
配偶者控除		一般	900 万円以下	38 万円	33 万円	5 万円
			900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	4 万円
			950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	2 万円
		老人 (70 歳以上)	900 万円以下	48 万円	38 万円	10 万円
			900 万円超 950 万円以下	32 万円	26 万円	6 万円
			950 万円超 1,000 万円以下	16 万円	13 万円	3 万円
配偶者 特別控除	配偶者の 合計所得 金額	48 万円超 50 万円未満	900 万円以下	38 万円	33 万円	5 万円
			900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	4 万円
			950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	2 万円
		50 万円以上 55 万円未満	900 万円以下	38 万円	33 万円	3 万円
			900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	2 万円
			950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	1 万円
		55 万円以上 133 万円未満	900 万円以下	省 略		適用なし ※
			900 万円超 950 万円以下			
			950 万円超 1,000 万円以下			
扶養控除		一般	—	38 万円	33 万円	5 万円
		特定	—	63 万円	45 万円	18 万円
		老人	—	48 万円	38 万円	10 万円
		同居老親等	—	58 万円	45 万円	13 万円
障害者控除		普通障害	—	27 万円	26 万円	1 万円
		特別障害	—	40 万円	30 万円	10 万円
		同居特別障害	—	75 万円	53 万円	22 万円
寡婦控除		—	27 万円	26 万円	1 万円	
ひとり親控除		—	35 万円	30 万円	5 万円	
勤労学生控除		—	27 万円	26 万円	1 万円	

※税制改正後に新たに適用を受けるため、控除差額を起因とする新たな負担増が生じることがないことから調整控除の対象となりません。